

市内企業の海外市場開拓を促進し、本市経済の国際化・活性化を図るため
海外への販路開拓の経費を助成します

仙台市海外販路開拓チャレンジ支援助成金

対象経費の 2 分の 1 又は 3 分の 2 ・上限 1 0 万円～1 0 0 万円

■期 間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 1 日

※令和 9 年 3 月 1 日までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものに限り
※予算の執行状況により、予告なく終了する場合がございます。

■対象者

仙台市内に主たる事業所又は事務所を置く中小企業者

- ・同一年度内に本要綱による助成を受けていない方
- ・申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと
- ・申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- ・みなし大企業（同一の大企業で資本金の 2 分の 1 以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の 3 分の 2 以上を占めている企業又は大企業の役職員が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業）でないこと
- ・暴力団等と関係を有していない者
- ・公的機関等から同一の経費区分に関する助成を受けていない者

■対象事業

- ・海外販路開拓事前準備及び F S 調査に係る事業
- ・海外への電子商取引等に係る事業
- ・国際見本市出展に係る事業（海外オンライン出展含む）
- ・輸出に係る事業

※仙台市輸出入チャレンジ支援助成金交付要綱（平成29年 4 月 1 日経済局長決裁）及び本要綱による助成金交付回数を合算して通算 5 回を限度とします。
※各事業の対象経費については、裏面をご覧ください。

■助成率・助成上限額

対象経費の 2 分の 1 又は 3 分の 2 で上限 1 0 万円～1 0 0 万円

〔ジェットロ、中小機構、JICA の支援事業に採択されたものについては、最大 1 0 0 万円
申請者が初めて海外販路開拓事業に取り組む場合は、条件により最大 5 0 万円又は 1 0 0 万円〕

※条件や、重点産業・重点地域の該当によって助成率や助成上限額が異なります。

※詳細は、<https://www.city.sendai.jp/jigyosuishin/jigyosha/kezai/jigyosho/shien/documents/subsidy.pdf> をご覧ください。

助成金の詳細はコチラから

申込み・
お問合わせ先

担当部署：経済局産業政策部中小企業支援課販路開拓支援係
住 所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1仙台パークビル 9 階
電 話：022-214-1005 E-mail：kei008040@city.sendai.jp



◇海外販路開拓事前準備およびFS調査に係る事業

経費区分	経費の内容
翻訳費（※注1）	海外販路開拓に必要な資料・表示・Web掲載文等の翻訳（多言語化）に要する経費
自社Webサイト等の海外向けプロモーションコンテンツの制作・改修費（※注1）	自社Webサイト・LP等の海外向けプロモーションコンテンツの制作・改修・編集に要する経費
海外市場向け商品・サービスの仕様変更費（※注1）	海外市場での提供・販売に必要な商品・サービスの仕様又は表示等の調整に要する経費
調査委託費（※注2）	海外市場調査・検証及び現地ヒアリング等を外部に委託し、報告書等の成果物の提出を受けるための経費（アポイント取得・日程調整等の現地コーディネーター及び通訳費を含む）
旅費（※注3）	航空費、宿泊費、その他
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇海外への電子商取引等に係る事業

経費区分	経費の内容
出店・プラットフォーム利用料（※注1）	海外向けECモール等の出店（掲載）料、決済・システム利用料、ライブコマース用プラットフォーム利用料等に要する経費
自社販売サイトの構築・改修費（※注1）	自社ECサイト（越境EC含む）の制作・改修、機能追加、多言語設定、ライブコマース連携機能実装等の外部契約費（初期費用含む）に要する経費
海外向け広告・マーケティング費（※注1）	海外向け広告出稿（媒体費）、SNS/検索連動広告、運用委託、効果測定、インフルエンサー起用報酬、ライブコマース集客施策に要する経費
コンテンツ制作・多言語化費（※注1）	商品・サービス説明文、画像・動画等の制作・編集、翻訳、ネイティブチェック、ライブコマース配信素材制作・動画編集等に要する経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇国際見本市出展に係る事業（海外向けオンライン出展含む）

経費区分	経費の内容
旅費（※注4）	航空費、宿泊費、その他
会場費（※注4）	会場借料及び小間料、展示工事費、助成対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費用、電気工事費等、備品使用料、展示ブース内で使用する機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費、登録料など出展に際してに係る経費
現地通訳費	出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費
輸送費	展示会等に出展する出展製品（オンライン出展のためのサンプル輸送費含む）、パンフレット等の輸送に要する経費、輸出入諸費用、保険料等
広報・宣伝活動費	展示ブースで配る自社（製品）パンフレット、展示パネル、資料作成・翻訳などに係る経費、オンライン出展のための広報資料等（製品PR動画作成等含む）（※注5）
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇輸出に係る事業

経費区分	経費の内容
通関・輸出手続費	税関検査、通関申告、通関業者手数料等、通関手続に要する経費
国際輸送・梱包・貿易書類取得費	国際輸送料、梱包・荷造費、フォワーダー手数料、船積書類等の書類取得に要する経費
国内輸送・荷役・保管費	集荷等の国内輸送費、港湾・空港の荷役費（取扱料等）、倉庫保管料等に要する経費
輸出検査・証明取得費	検疫、放射性物質等の検査及び各種証明書発行（原産地証明等）に要する経費
保険料	貿易保険、貨物保険、生産物賠償責任保険等に係る経費
認証・規制対応費	輸出先国の認証・規制対応に係る調査、申請支援、試験・評価等に要する経費（外部委託費等）
表示・ラベル・取扱説明書等の改版・印刷費	輸出先国の規制・表示要件に対応するための表示物等の改版、印刷及び貼付等に要する経費
法務・契約・権利対応費	権利調査、契約書作成・レビュー、関連書類の翻訳等に要する経費
決済・送金関連費	送金手数料、為替手数料、信用状（L/C）作成等、決済・送金に要する経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

※注1 経済性の観点から原則2社以上から相見積もりを取り、仕様を同一条件に揃えた上で比較可能な見積書を提出し、最低価格を提示したものを選定すること。ただし、価格以外の要素により最低価格者を選定しない場合、又は相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

※注2 海外渡航を伴う場合は、公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。ただし、海外渡航を伴わない調査については、この限りではない。

※注3 公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。また交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降にFS調査が行われる場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注4 旅費及び会場費については、交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降に国際見本市が開催される場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注5 当該展示会出展のために、新規に作成したものに限り。